（備考）

一　工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）（以下「工配法廃止法」という。）の施行日前に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けていた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ　第一種地域　工配法廃止法による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する誘導地域又は廃止整備政令による廃止前の工業再配置促進法施行令第三条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ　第二種地域　イに定める区域以外の区域

二　工配法廃止法の施行日以降に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ　第一種地域　工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県若しくは当該道県とその区域が連接し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第五条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ　第二種地域　イに定める区域以外の区域

別表第五（第八条関係）

原子力発電密接関連施設の種類	交付限度額
使用済燃料の再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 a×b
混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 c×d
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 e×f

（備考）

一　aは、本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数

二　bは、十九万一千円

三　cは、トンHMを単位とする混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数

四　dは、三千八百十八万一千八百円

五　eは、トンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数

六　fは、四十九万円

別表第六（第九条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	三百円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	四百円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	五百円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	六百円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	七百円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	八百円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九百円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	千円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	千百円
九百万キロワット以上	千二百円

別表第七（第十条関係）

表（一）

発電用施設等の種類	発電電力量
一　発電事業者により設置が行われ行われている発電施設	
イ　対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 a×b×c×i
ロ　対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （a×d×c＋a×e×c×f）×i
ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 a×b′×c×f×i
二　機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設（整備法第三条第十二号に掲げる施設であつて、原子力発電施設又は事業所の内にあるものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（原子力発電施設又は事業所の内にあるものを除く。）、使用済燃料の再処理施設（原子力発電施設又は事業所の内にあるものを除く。）、混合酸化物燃料の加工施設（原子力発電施設又は事業所の内にあるものを除く。）及び使用済燃料の貯蔵施設（原子力発電施設又は事業所の内にあるものを除く。））	
イ　対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 g×b×h×i
ロ　対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （g×d×h＋g×e×h×f）×i
ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 g×b′×h×f×i